

交付金の算定例

※当該区域に住民票がある方の人数

- A 75才以上が20人の自治会**
- ・ 20人×1,000円=20,000円
 - ・ 事務経費3,000円×1団体
 - 合計23,000円
- B 75才以上が20人の老人ホーム**
- ・ 20人×1,000円=20,000円
 - ・ 事務経費3,000円×1団体
 - 合計23,000円
- C 75才以上が15人の自治会と5人の自治会が共同で事業を実施する場合**
- ・ 20人×1,000円=20,000円
 - ・ 事務経費10,000円（最低保障）
 - 合計30,000円
- D 75才以上が5人の自治会4つが共同で事業を実施する場合**
- ・ 20人×1,000円=20,000円
 - ・ 事務経費3,000円×4団体
 - 合計32,000円
- E 75才以上が200人の地域自主組織（委任10団体）**
- ・ 200人×1,000円=200,000円
 - ・ 事務経費6,000円×10団体
 - 合計260,000円
- F 75才以上が200人の地域自主組織（委任8団体以下）**
- ・ 200人×1,000円=200,000円
 - ・ 事務経費50,000円（最低保障）
 - ・ 合計250,000円

敬老事業 交付金

行財政改革審議会の答申に基づく第3次大山町集中改革プランを進めるため、平成26年度まで町が行っていた敬老会に代わり、平成27年度からは自治会や地域自主組織等が実施する敬老事業に対して、町が交付金を交付する制度が始まります。

この変更により、近年の多様なニーズに対応し、それぞれの地域が独自性を持って事業を行えるようになりました。また、こうした取組みが進むことにより、災害時における集落の連携・強化の一助となることも期待していますので、どうぞ活用ください。

☆交付対象事業

当該年度に75才に到達される方以上の高齢者（当該区域在住者）を対象に行う敬老事業が対象です。そのほかの事業・行事と組み合わせる実施される場合や、子どもさん等と一緒に参加される場合も対象になります。

☆実施主体

自治会（単独でも共同でも可）、地域自主組織、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等

☆交付額

当該区域の75才以上の高齢者（住民票のある方のみ）お一人につき1,000円。

事務経費として実施主体1団体につき3,000円加算（ただし3団体までの共同実施なら合計で10,000円加算）。

地域自主組織で実施する場合の事務経費は1団体につき6,000円加算（ただし委任団体数が8以下なら合計で50,000円加算）。